

# 地域医療の再生に向けて

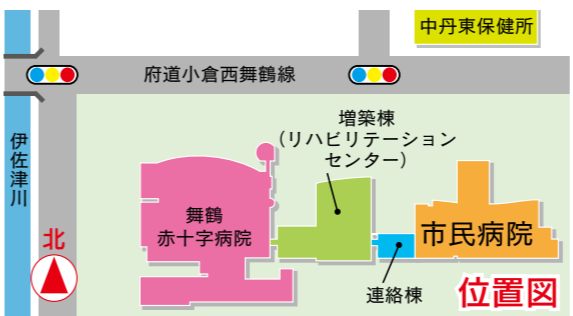
# 各病院が機能整備を進めています

中丹地域医療再生計画に基づき、市内の各公的4病院においてそれぞれ特徴的な診療科のセンター化など医療機能の充実へ向け、現在施設整備などの取り組みが進められています。同計画の整備概要（左上表）や倉谷地区に療養病床に特化した病院として、移転・整備する「舞鶴市民病院」の建設計画をお知らせします。

舞鶴医療センター	「脳卒中センター」および「周産期サブセンター」としての機能の充実・強化のため施設・設備を整備 ※敷地内に、府立舞鶴こども療育センターの移転・整備と舞鶴市休日急病診療所の設置
舞鶴共済病院	「循環器センター」としての機能の充実・強化のため設備を整備
舞鶴赤十字病院	「リハビリテーションセンター」としての機能の充実・強化のため増築棟を整備
舞鶴市民病院	療養病床に特化し、舞鶴赤十字病院の隣接地に移転・整備



▲新しい市民病院の完成予想図



- ◆ **新市民病院の建設計画**  
舞鶴赤十字病院の隣接地に平成26年春移転
- ◆ **建設場所**  
市内宇倉谷地内  
(舞鶴赤十字病院隣接地)
- ◆ **敷地面積**  
8,286平方メートル

## 建物規模など

- ◆ **本館棟**：鉄骨造3階建て。療養病床100床
- ◆ **外構**：駐車場90台。バラなどの植栽

## フロア計画

- ◆ **1階**：受付・事務室、診察室、検査室、X線撮影室、調剤・薬品室、リハビリテーションルームなど
- ◆ **2・3階**：病室（各階50床）、スタッフステーション、食堂、浴室など。2階に舞鶴赤十字病院の増築棟（リハビリテーションセンター）との連絡棟

## 建物の特徴

- ◆ 隣接する舞鶴赤十字病院と2階に設ける連絡通路で結び、両病院の連携を図り利便性の高い構造
- ◆ 各病棟（2・3階）はT字型でその中心にナースステーションを配置し、各病室、食堂、エレベーターホールが見渡せる構造

## 新病院の役割

- ◆ 市内に不足する療養病床に特化。慢性期医療を担い急性期医療を支援
- ◆ 急性期を脱した患者さんや安定した症状で医療の必要性の高い患者さんを中心に急性期病院や介護施設などと連携して入院を受け入れ

## 建設事業費

◆ 11億5,000万円

## 建設スケジュール

◆ 平成24年度内に工事着工。平成26年春完成予定

▼ 地域医療再生計画に関するお問い合わせは、地域医療連携推進課（☎66・1036）へ。  
▼ 舞鶴市民病院に関するお問い合わせは、同病院管理課（☎62・2630）へ。

## 債権管理条例

### 高等教育機関等振興方針

### 男女共同参画計画(まいプラン)

# 皆さんからの意見を募集

市では、適正な債権管理を行うための必要事項を定めた「債権管理条例（仮称）」の制定、市内の高等教育機関等の振興を促進していくための基本方針となる「高等教育機関等振興方針」、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進するための「男女共同参画計画（まいプラン）改定版」（計画期間：25～28年度）の策定を進めています。

このたび、それぞれ条例の骨子・方針・計画の案がまとまりましたので、市パブリック・コメント手続制度（市民意見提出制度）に基づき、皆さんからの意見を募集します。

概要は下表のとおり。  
【提出方法】 いずれも様式は自由。住所、氏名、電話番号を記入し、「債権管理条例（仮称）」の骨子（案）に対する意

見、「高等教育機関等振興方針（案）」に対する意見、「男女共同参画計画（まいプラン）改定版（案）」に対する意見」と明記して、郵送か持参、ファクス、電子メールで各担当課へ。匿名、電話、口頭による意見は受け付けません。

【募集期間】 いずれも1月4日（金）～28日（月）

【骨子・方針・計画（案）の公表場所】 いずれも各担当課のほか、情報公開コーナー、西支所、加佐分室、中央・東・西・南公民館、大浦・城南会館、東・西図書館など。市ホームページにも掲載。

【提出された意見の取り扱い】 提出された意見などを考慮して最終案を作成。また意見の概要と意見に対する市の考え方などを整理し公表します（氏名などは公表しません）。

## 債権管理条例（仮称）の骨子（案）の概要

目的	公平・公正な市民負担および健全な行財政運営を確保する
内容	債権管理者の責務 ◆法令や条例、これに基づく規則の定めるところにより督促、滞納処分、強制執行など必要な措置をとるとともに、催告などを適切に行い、市の債権の保全、徴収などに努める ◆前項の規定の適用に当たっては、当該徴収する債権の債務者の資力の状況などを考慮する
	台帳の整備 債権管理者は規則で定める事項を記載した台帳を整備する
	債権の放棄 債権管理者は市の債権のうち、消滅時効について時効の援用を要するものについて、消滅時効期間が経過し、債権者が行方不明である場合などについては、当該債権およびこれに係る損害賠償などを徴収する権利を放棄することができる。また、債権を放棄したときは、これを議会に報告する

▶詳しくは、企画政策課（☎66・1042、FAX62・5099）へ。

## 高等教育機関等振興方針（案）の概要

目指す方向	次代を担うグローバル人材の育成や知的資源の活用による高等教育機関等の活性化
ビジョン（未来像）	◆ <b>地域の多様な教育力の向上・復活</b> ◆ 「学校で学ぶ／育てる」だけでなく、「地域で学ぶ／育てる」へ ◆ <b>多様な教育の持つ地域力（地域への還元・地域との協働）の向上・復活</b> ◆ 舞鶴の資源や価値の再発見。「舞鶴に生まれてよかった・住んでよかった」を実感できるまち ◆ <b>オール舞鶴での学びと暮らしをつなげるネットワーク・プラットフォームの構築</b> ◆ 発見・気づきの機会づくり、差別化戦略の検討、化学反応の創発

▶詳しくは、企画政策課（☎66・1042、FAX62・5099）へ。

## 男女共同参画計画（まいプラン）改定版（案）の概要

基本理念	家庭、職場、地域、学校などのあらゆる分野において男女が互いの人権を尊重しながら平等に参画し、個性に応じて能力の発揮ができ、その人らしい生き方で輝くことができる未来づくり
基本的視点と主要課題	◆ <b>男女が共に参画し、自立して生きる地域社会をつくるために</b> ◆ 地域に根ざした推進拠点の充実◆ 男女共同参画への意識づくり ◆ あらゆる分野への女性の参画の促進 ◆ 共にいきいきと働くための環境整備◆ 仕事と生活の調和の推進 ◆ <b>一人ひとりが尊重されるために</b> ◆ 女性に対するあらゆる暴力の根絶◆ 教育・学習の推進◆ 健康で安心して生活できる環境づくり
計画の推進	◆ 推進体制の充実◆ 計画の進行管理と評価◆ 市民、企業、関係機関等との連携

▶詳しくは、人権啓発推進室（☎66・1022、FAX66・1015）へ。